

財政援助団体監査

監査対象 ①静岡市静岡特産工業協会活動事業補助金

【静岡特産工業協会】

②静岡市中学校体育連盟運営事業費等補助金

【静岡市中学校体育連盟】

監査期間 令和4年8月19日～令和5年1月6日

財政援助団体監査は、2つの補助金等を抽出し、その交付団体と所管部局を対象に、補助金等が交付目的に従って適正に執行されているか、財政援助に係る出納その他の事務が適正に行われているかについて、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取の方法により実施しました。

監査の結果、6件の指摘と3件の指導を行いました。

また、1件の意見を付しました。

★指摘事項

・団体の会計経理について（静岡市静岡特産工業協会活動事業補助金）

補助対象経費の一部について年度区分を誤っており、本来であれば令和4年度の経費として申請されるべきものが令和3年度の経費に計上されていたため、令和3年度の補助金に83,647円の過払いが生じていました。

・補助金交付手続について（静岡市中学校体育連盟運営事業費等補助金）

交付申請時に提出された事業計画書に記載された行事（クロスカントリー）が中止されていましたが、これに関する変更手続がなされていませんでした。

また、静岡市中学校体育連盟の繰越金の状況などを理由として交付決定額（194万円）とは異なる金額で確定されていましたが、これに関する変更手続がなされていませんでした。

●意見

・補助金の額の確定手続について

静岡市中学校体育連盟運営事業費等補助金においては、概算払により交付した補助金が静岡市中学校体育連盟の繰越金を考慮して交付決定額から減額した額で確定されていましたが、その理由は、新型コロナウイルス感染症の影響で補助事業の一部が実施できず、連盟の差引残高が例年に比べ大きくなったことによるものでした。

コロナ禍の状況においては、通常時の補助金交付とは異なる取扱いが行われている事例が見受けられますが、事情の変更等が生じ交付申請・決定時と異なる内容で補助金の額を確定する場合には、補助事業の変更承認手続や変更後の内容に基づく交付確定手続が必要となる場合もあるため、手続の適正性について確認するとともに、市補助金交付規則及び各補助金交付要綱に基づいた手続が徹底されることを望みます。